

18歳未満の ぜん息患者のみなさまへ

東京都大気汚染医療費助成制度

東京都ではぜん息患者さんを対象に、
医療費の助成を行っています。

対象となる方 [いずれの要件も満たしていることが必要です]

- 18歳未満の方（18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む）
- 都内に引き続き1年（3歳未満の方は6か月）以上お住まいの方（住民登録されている方）
- 現に気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅにかかられている方
- 健康保険等に加入されている方

※大気汚染医療費助成制度は、通院時の窓口負担や所得による制限はありません。

※対象となる疾病以外の医療費、申請にかかる費用（文書作成料・検査費用）、入院時の食事療養標準負担額などの費用は助成対象外となります。

※都外に転出された方は助成の対象ではなくなります。



問い合わせ先 お住まいの区市町村担当窓口

制度に関する情報は、ホームページでも御案内しています。

大気汚染医療費助成

検索